

# 短期入所療養介護

2024.6～

## 介護予防短期入所利用（ショートステイ）料金表

ご利用にあたって、介護保険の認定を受ける必要があります。

また、食費の減免を受けるためには、介護保険負担限度額適用認定証の申請が必要です。

ご負担いただく料金は介護保険で給付されるサービス費および加算額の1割（もしくは2割か3割）と、保険給付対象外の費用の合算された金額になります。

### I 介護保険給付に伴う利用料

・1日あたりの基本料金（\*食費、居住費、教養娯楽費、日用品費、おむつ代を含む）  
但し、区分支給限度基準額を超えた分は自費でのお支払いになります。

#### 【介護予防短期入所療養介護サービス費】

要介護度	単価	基本加算(*)	合計	1日あたりの利用料
要支援1	613単位	97単位	710単位	約720円
要支援2	774単位		871単位	約883円

#### 【加算料金】

介護保険給付加算	単位数	負担金	内容
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)(*)	51単位	52円/日	
夜勤職員配置加算(*)	24単位	24円/日	夜間の職員基準を満たした場合
認知症ケア加算(予防除く)	76単位	77円/日	施設基準および職員配置基準を満たした場合
認知症専門ケア加算II(*)	4単位	4円/日	認知症ケアに関する専門研修を受け、施設基準を満たした場合に算定
サービス提供体制加算II(*)	18単位	18円/日	介護職員総数のうち介護福祉士50%以上
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	202円/日	認知症の行動・心理症状のため在宅生活困難であり緊急利用が必要と医師に判断された場合に7日を限度
若年性認知症利用者受入加算	120単位	121円/日	若年性認知症利用者を受け入れた場合
個別リハビリテーション加算	240単位	243円/日	個別にリハビリテーションを実施した場合
療養食加算	8単位	8円/回	医師の指示で療養食を提供した場合に1日に3回を限度
送迎加算	184単位	186円/回	施設で送迎を行った場合、片道につき
緊急時治療管理	518単位	525円/日	ひと月に1回、3日を限度として算定
特定治療		別途基準	高齢者医療確保法に規定された医療を行った場合
重度療養管理加算	120単位	121円/日	要介護4.5であって手厚い医療が必要な場合
緊急短期入所受入対応加算(予防除く)	90単位	91円/日	居宅サービス計画に位置付けられていない緊急で利用者を受け入れた場合に7日(やむを得ない事情がある場合14日)を限度
総合医学管理加算	275単位	279円/日	居宅サービス計画に位置付けられていない緊急で利用者を受け入れた場合であって治療管理を実施した場合に10日を限度
介護職員処遇改善加算II			介護職員の処遇に関する加算。1月につき、所定単位数×71/1000を加算

### II 介護保険給付対象外の利用料

利用料(保険外)	金額	内容
食費	第1段階 300円/日	1日(1,500円)の内訳 朝食 400円/1食 昼食 550円/1食 夕食 550円/1食 ※ おやつ代込
	第2段階 600円/日	
	第3段階① 1,000円/日	
	第3段階② 1,300円/日	
	第4段階 1,500円/日	
滞在費	第1段階 0円/日 上記以外 377円/日	多床室
教養娯楽費	150円/日	レクリエーションや行事における費用
日常生活費	100円/日	シャンプー・リンス・石鹸・歯磨き粉
オムツ代	0円/日	介護保険サービスを含む
貴重品預り金	50円/日	現金、通帳、その他貴重品などの預り費用
情報提供書	2,200円/一通	主治医が作成する書類費用